

旭川市ふれあいの森保全要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市における樹林地をふれあいの森として保全することについて必要なことを定めることにより、市民が日常的にふれあうことのできる良好な自然環境の形成を図り、もって市民の文化的で快適な生活環境の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「樹林地」とは、樹木が一团となっている土地又は樹木が草地、水辺等と一体となっている土地で、良好な自然環境を形成しているものをいう。

2 この要綱において、「ふれあいの森」とは、次条の規定に定められたものをいう。

(ふれあいの森の指定)

第3条 市長は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第2項により定められた市街化区域内にある概ね3,000平方メートル以上の面積を有する樹林地で、次の各号のいずれかに該当し、保全する必要があると認めた場合、ふれあいの森保全地区（以下「保全地区」という。）として指定することができる。

ただし、市街化区域以外であっても、市長が特に保全する必要があると認めた場合は、指定することができる。

- (1) 市民の自然と会話の場として利用するのに適しているもの
- (2) 風致又は景観が優れており、地域住民の快適な生活環境に資するもの
- (3) 自然教育の場として活用できるもの

2 市長は、保全地区を指定しようとするときは、あらかじめ、「旭川市環境審議会」に意見を聴くものとする。

(保全地区設置に関する協定の締結等)

第4条 市長は、前条の指定をするときは、当該保全地区の土地の所有者（以下「土地所有者」という。）との合意のもと、旭川市ふれあいの森保全に関する協定（以下「協定」という。）を締結するものとする。

2 協定においては、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 保全地区の土地の所在、地番、地目及び面積
- (2) 保全地区の指定の同意及び解除に関する事
- (3) 協定の期間に関する事
- (4) 保全のための措置に関する事
- (5) 保全地区の使用料に関する事
- (6) その他保全に関する必要な事項

3 協定の期間は、10年以上とする。ただし、特別の事情がある場合はこの限りではない。

4 市長又は土地所有者は、第1項に規定する協定の条件を変更しようとするときは、当該協定の期間が満了する6月前までに、申し出なければならない。

5 前項の申出がない場合は、当該協定を同一の条件で更新するものとし、以後も同様とする。ただし、土地所有者に相続が発生した場合その他特に理由があると認める場合はこの限りではない。
(標識の設置)

第5条 市長は、保全地区を指定したときは、当該地区が保全地区であることを明示した標識を設置するものとする。
(保全のための措置)

第6条 市長は、保全地区の自然環境を良好に維持するため、必要な管理及び整備等の措置を講ずるものとする。
(所有者との協議)

第7条 土地所有者は、当該地区において、次の各号に掲げる行為をしようとするときには、市長と協議するものとする。

- (1) 土地の所有権の移転
- (2) 建築物の新築又は増築及びその他工作物の設置
- (3) 樹木の伐採
- (4) 宅地の造成
- (5) 土石の採取、堆積その他土地の形質の変更

(保全地区の指定の解除等)

第8条 市長は、前条の協議により、必要な限度において指定の解除又は変更をすることができる。
(使用料)

第9条 土地所有者は、第3条により指定した保全地区の土地について、市長に無償で貸与するものとする。
(その他)

第10条 この要綱に定めのない事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成5年4月15日から施行する。

附 則

2 旭川市緑地保全要綱（昭和60年4月15日施行）は廃止する。

附 則

3 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

4 この要綱は、平成27年7月21日から施行する。

附 則

5 この要綱は、令和2年12月28日から施行する。

ただし、令和3年4月1日以降に締結する協定から適用する。